

2、右期間中止メ紙一購讀を断はらるゝを生したる場合は一月毎に辨償金として金二十五銭を差引くこと。
を決定して發表したるところ、配達夫側に於ては同月二十三日午後一時約二十名集合、從來の待遇條件に不満を唱ふると共に此の上の辨償金制度設置には絶對反對すべしとて、左の要求書を作成同日午後四時之を中央區販賣店主原田勇に提出午後六時迄回答を希望し一同大藏青年會館に引籠つたのである。

八、要求條項並に解決狀況

次の要求書を受けた聯合販賣店側に於ては直ちに右原田店主方に集合對策協議の結果左の解決條件を以て説得に努めたところ、一時罷業の空氣さへ見えた本件も二十四日午前二時半に至り漸やく解決することゝなつた。

要求條件（要求書）

一、給料に關する件

- 1、新入者初給八圓（現在七圓）以上支給のこと
- 2、三月目より一部に付五錢支給のこと
- 3、三月目毎に五圓昇給のこと
- 4、折込料金は配達夫六分店主四分にせられ度
但し活動館の折込廣告は此限に非ず

二、辨償に關する件

- 1、辨償に關する規定撤廢のこと（從來職務外にて器具破損せる者に付半額辨償せしむ）
- 2、臨時出版物定期刊行物の責任を負はざること（各自一部宛販賣責任を有し一部に付四錢乃至五錢の販賣手當を受く）

一